平成２５年（フ）第９３５２号
東京都北区赤羽北２丁目15―１―415
債務者　坂井　洋子
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３５３号
千葉県印旛郡酒々井町東酒々井６丁目６番６棟203
債務者　田村　　亮
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３５５号
東京都板橋区栄町９―10―203
債務者　小椋　一生
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３５６号
東京都大田区東糀谷６丁目９－５―404
債務者　穴澤のり子
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３５７号
東京都板橋区蓮根２丁目９―26―103
債務者　高橋　栄治
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３７４号
埼玉県蕨市塚越７丁目22―７―505
債務者　木下　義憲
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３７５号
埼玉県蕨市塚越７丁目22―７―505
債務者　木下　栄子（旧姓押久保）
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３７９号
東京都武蔵野市桜堤１丁目４―20―205
債務者　本多ちよ美
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３８０号
東京都品川区北品川１丁目７―２―602
債務者　太田　直美
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３８８号
東京都世田谷区上馬１丁目28―10―203
債務者　野口　幸弘
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３９５号
千葉県浦安市富士見３丁目12―８　リバーサイドハイツＢ106
債務者　佐藤　正幸
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３９６号
東京都墨田区墨田１丁目４－３―307
債務者　小林　久恵
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３９７号
東京都文京区水道２丁目17―４―402
債務者　鈴木　英俊
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３９９号
東京都杉並区桃井２丁目１―15―203
債務者　佐久間千明
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４００号
埼玉県吉川市吉川２丁目８－１
債務者　秋吉　秀敏
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４０１号
埼玉県三郷市早稲田６丁目17―１―102
債務者　高橋　昌枝
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部